

名古屋公報	令和 5年 1月18日	第186号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸 発行人 名古屋市長官邸	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市農業センター条例施行細則等の一部を改正する規則 (緑土・総務課)	(第2号)	3
告 示		
○ 指定管理者の指定について (防災・危機対策室)	(第11号)	5
○ 景観協定への加入 (住都・ウォークブル・景観推進室)	(第12号)	6
○ 指定管理者の指定 (観光・国際交流課)	(第13号)	7
○ 指定管理者の指定について (子青・青少年家庭課)	(第14号)	8
○ 指定管理者の指定について (子青・青少年家庭課)	(第15号)	9
○ 介護保険指定特別給付事業者の指定 (健福・介護保険課)	(第16号)	10
○ 介護保険指定特別給付事業者の廃止 (健福・介護保険課)	(第17号)	12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課)	(第18号)	14
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課)	(第19号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退 (健福・保護課)	(第20号)	19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課)	(第21号)	21
交 通 局 告 示		
○ 愛知県知事選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について	(第1号)	23
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第2号)	26
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経済・地域商業課)		27

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市農業センター条例施行細則等の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

名古屋市農業センター条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 月 11 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 2 号

名古屋市農業センター条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市農業センター条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市農業センター条例施行細則（令和 4 年名古屋市規則第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部改正)

第 2 条 名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和 55 年名古屋市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 7 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部改正)

第 3 条 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成 21 年名古屋市規則第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第11号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年1月11日

名古屋市長 河村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市港防災センター	東京都港区港南一丁目2番70号 丹青社・コニックス共同事業体 代表者 高橋 貴志

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

名古屋市防災危機管理局危機対策室

名古屋市告示第12号

景観協定への加入

景観法（平成16年法律第110号）第87条第2項の規定により、次のとおり景観協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第83条第3項の規定により公告するとともに、景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和5年1月11日

名古屋市長 河村 たかし

1 景観協定地区の名称

那古野一丁目地区景観協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市西区那古野一丁目1847番	令和4年12月7日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室（名古屋市役所西庁舎4階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室

名古屋市告示第13号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年1月11日

名古屋市長 河村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋国際センター	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 公益財団法人名古屋国際センター 理事長 古川直樹

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課

名古屋市告示第14号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 224条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 5年 1月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市とだがわこどもランド	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 会長 河 内 尚 明

2 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第15号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 5年 1月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市青少年交流プラザ	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号 トヨタエンタプライズ・ShoPro共同事業体 代表者 牧 野 武

2 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第16号

介護保険指定特別給付事業者の指定

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）第6条の4第1項の規定により、介護保険指定特別給付事業者として、次のとおり指定しました。

令和5年1月12日

名古屋市長 河村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
E v a 株式会社	ライフデリ名古屋北店	名古屋市東区徳川二丁目17番16号	令和3年4月1日	生活援助型配食サービス
株式会社嬉来嬉来	あんきの宅食うきうき店	名古屋市緑区鹿山三丁目1番地	令和3年7月1日	生活援助型配食サービス
株式会社ソレイユ	ソレイユイツ	名古屋市南区戸部町1丁目39番地の1	令和3年9月1日	生活援助型配食サービス
株式会社子ども未来研究所	宅食ライフ緑豊明店	名古屋市緑区鶴が沢一丁目103番地	令和3年12月1日	生活援助型配食サービス
株式会社リーデスト	配食のふれ愛瑞穂店	名古屋市昭和区藤成通3丁目12番地の1	令和4年1月1日	生活援助型配食サービス
株式会社ヒューマンキャピ	ライフデリ千種・北店	名古屋市東区徳川二丁目17番16号	令和4年3月1日	生活援助型配食サービス

タルカンパニー		号		
株式会社ユニスマイル	配食のふれ愛 大曽根店	名古屋市東区東 大曽根町22番 7 号	令和 4年 6月 1日	生活援助型配食サ ービス
株式会社PM C	配食のふれ愛 はっぴーめい ほく店	名古屋市北区上 飯田東町 1丁目 80番地	令和 4年 6月 1日	生活援助型配食サ ービス
プライムライフ フ合同会社	宅食ライフ 名城店	名古屋市北区西 味鋺四丁目 203 番地	令和 4年 7月 1日	生活援助型配食サ ービス
株式会社フミ テック中部	宅食ライフ 港・中川店	名古屋市中川区 供米田二丁目 402番地	令和 4年 8月 1日	生活援助型配食サ ービス
合同会社いろ どり	まごころ弁当 緑中央店	名古屋市緑区桃 山一丁目57番地	令和 4年 8月 1日	生活援助型配食サ ービス
株式会社スタ ックカラー名 古屋北	ライフデリ千 種・北店	名古屋市東区徳 川二丁目17番16 号	令和 4年 10月 1日	生活援助型配食サ ービス
仲本 彰	まごころ弁当 守山店	名古屋市守山区 廿軒家18番 3号	令和 4年 12月 1日	生活援助型配食サ ービス
水谷 光恵	配食のふれ愛 天白店	名古屋市緑区浦 里一丁目 160番 地	令和 4年 12月 1日	生活援助型配食サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第17号

介護保険指定特別給付事業者の廃止

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）第22条の6の規定に基づき、次のように指定特別給付事業者から事業を廃止した旨の届出がありました。

令和 5年 1月12日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社ED US	ライフデリ名 古屋本店	名古屋市東区徳 川二丁目17番16 号	令和 3年 7月 8日	生活援助型配食サ ービス
高橋 誉	配食のふれ愛 瑞穂店	名古屋市昭和区 藤成通 3丁目12 番地の 1	令和 3年 11月30日	生活援助型配食サ ービス
竹内 雅規	まごころ弁当 名古屋西店	名古屋市西区江 向町 4丁目37番 地の 2	令和 4年 3月22日	生活援助型配食サ ービス
株式会社アス ・ライズ	ライフデリ千 種店	名古屋市北区田 幡二丁目13番15 号	令和 4年 4月11日	生活援助型配食サ ービス
E v a 株式会 社	ライフデリ名 古屋北店	名古屋市東区徳 川二丁目17番16 号	令和 4年 4月24日	生活援助型配食サ ービス

株式会社厨の 社	葵庵	名古屋市中村区 名駅三丁目 5番 26号	令和 4年 7月12日	生活援助型配食サ ービス
株式会社ヒュー マンキャピ タルカンパニ ー	ライフデリ千 種・北店	名古屋市東区徳 川二丁目17番16 号	令和 4年 9月16日	生活援助型配食サ ービス
林 清治	まごころ弁当 守山店	名古屋市守山区 廿軒家18番 3号	令和 4年 11月30日	生活援助型配食サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第18号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年 1月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
しょうなん調剤薬局川瀬店	名古屋市北区上飯田北町 2丁目13番地	令和 4年 11月 1日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
だいどうクリニック	名古屋市南区白水町 8番地	令和 4年 4月 4日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第19号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年 1月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護

介護事業者の名称	株式会社誠義	
介護事業者の所在地	名古屋市西区中小田井三丁目 214番地	
介護事業所の名称	旧	訪問介護ひなた
	新	訪問介護リンクス
介護事業所の所在地	名古屋市西区中小田井三丁目 214番地	
変更年月日	平成26年 7月 7日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称	株式会社ガイアフォース
介護事業者の所在地	名古屋市中区千代田一丁目16番20号
介護事業所の名称	チームミュージズ

介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区栄一丁目13番 4号
	新	名古屋市中区千代田一丁目16番20号
変更年月日	令和 3年 2月 1日	

介護事業者の名称	株式会社ハートリフォーレ	
介護事業者の所在地	名古屋市中区守山区日の後1105番地の 2	
介護事業所の名称	訪問看護ステーション家暖	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区守山区大字下志段味字北荒田2353番地の 2
	新	名古屋市中区守山区東禅寺 804番地
変更年月日	令和 4年11月26日	

3 認知症共同生活介護及び介護予防認知症共同生活介護

介護事業者の名称	株式会社グループホーム	
介護事業者の所在地	名古屋市中区東区東桜一丁目 3番 8号	
介護事業所の名称	グループホーム「浄心の杜」	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区西区上名古屋三丁目13番 3号
	新	名古屋市中区西区上名古屋四丁目 1番22号
変更年月日	令和 4年10月26日	

4 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	特定非営利活動法人ひなた	
介護事業者の所在地	名古屋市中区西区上名古屋二丁目15番12号	
介護事業所の名称	愛ケアプラン	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区西区上名古屋二丁目15番22号
	新	名古屋市中区西区上名古屋二丁目15番12号
変更年月日	令和 4年 8月 1日	

介護事業者の名称	医療法人並木会
----------	---------

介護事業者の所在地	名古屋市天白区荒池二丁目1101番地	
介護事業所の名称	ケアプランセンター平針なみき	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区荒池二丁目1101番地
	新	名古屋市天白区荒池二丁目1217番地
変更年月日	令和3年8月1日	

5 地域密着型通所介護

介護事業者の名称	グッドケア株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市北区安井一丁目33番13号	
介護事業所の名称	デイサービスセンターいっぱい笑顔	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区上名古屋二丁目15番12号
	新	名古屋市西区秩父通2丁目72番地
変更年月日	令和4年4月1日	

6 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称	グッドケア株式会社	
介護事業者の所在地	名古屋市北区安井一丁目33番13号	
介護事業所の名称	デイサービスセンターいっぱい笑顔	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区上名古屋二丁目15番12号
	新	名古屋市西区秩父通2丁目72番地
変更年月日	令和4年4月1日	

7 運動通所サービス

介護事業者の名称	にしだ接骨院	
介護事業者の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味北畑126番地の2
	新	名古屋市守山区下志段味五丁目3809番地
介護事業所の名称	にしだ接骨院	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大字下志段味北畑126番地の2
	新	名古屋市守山区下志段味五丁目3809番地

変 更 年 月 日	令和 4年11月26日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第20号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年 1月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
まえだ眼科	名古屋市天白区平針南四丁目1202番地	令和 5年 2月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月日
まえだ眼科	名古屋市天白区平針南四丁目1202番地	令和 5年 2月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
まえだ眼科	名古屋市天白区平針南四丁目1202番 地	令和 5年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第21号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 1月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
江口歯科医院	名古屋市南区道德通 3丁目62番地	令和 4年 11月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
江口歯科医院	名古屋市南区道德通 3丁目62番地	令和 4年 11月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
江口歯科医院	名古屋市南区道德通 3丁目62番地	令和 4年 11月 1日
ぽぽ調剤薬局	名古屋市緑区六田一丁目 192番地	令和 4年 11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市交通局告示第1号

愛知県知事選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について

愛知県知事選挙における公職の候補者（以下「公職の候補者」という。）に対し、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法を定める告示（平成6年運輸省告示第819号）に基づき臨時定期券を次のとおり発行する。

令和5年1月12日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 発行方法

公職の候補者に対し、選挙長の発行する公職の候補者旅客運賃後払証1枚と引換えに、臨時定期券1枚を発行するものとする。

2 発行の数

公職の候補者1人につき、高速電車及び乗合自動車を通じて15枚

3 発行する期間及び時間

選挙期日の公示のあった日から選挙当日までの午前8時45分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日には発行しない。

4 発行する場所

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課営業係

（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号、市役所西庁舎2階）

5 使用資格を有する者

公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者

6 通用する区間

(1) 高速電車 市営全線

(2) 乗合自動車 全ての事業者の愛知県内における全ての路線

7 運賃

高速電車、乗合自動車のいずれも、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航

空券の発行方法等を定める告示に定める金額とする。

8 通用する期間

臨時定期券は、発行の日から選挙期日後5日を経過するまでの期間内において通用し、通用期間を経過したときは、速やかに発行場所に返戻するものとする。

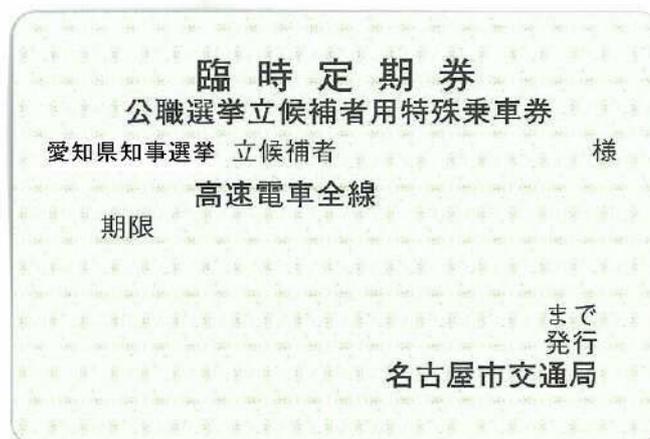
9 効力

使用資格を有する者以外の者が臨時定期券を使用した場合には、これを無効として回収する。公職の候補者の届出が却下された後又は公職の候補者たることを辞した（公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）後使用した場合も同様とする。

10 様式

(1) 高速電車臨時定期券

地 色 緑 色
文 字 黒 色
期限表示 黒色アラビア数字



(裏面磁気膜)

(2) 乗合自動車臨時定期券

地 色 オレンジ色
印刷文字 黒 色
券面 (選) 白地にオレンジ色

期限表示 黒色アラビア数字

No. _____

選挙立候補者
及び運動員用 **バス乗車券**

候補者名 _____ 殿

区 間	愛知県内バス路線全線
期 間	令和 年 月 日限

発
行
者 _____ 印

令和 年 月 日発行

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市交通局告示第2号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和5年1月16日から次のように改正します。

令和5年1月13日

名古屋市交通局長 小林 史郎

表株式会社SCRAPの項の次に次のように加えます。

合同会社マルシェ 愛知県名古屋市中区大 須二丁目23番32号	令和4年名古屋市交通局告示第12号に規定する地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金
--------------------------------------	---

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年1月12日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
瑞穂プロジェクト（南ブロック）
名古屋市瑞穂区大喜新町3丁目5番1ほか3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
中電不動産(株)	代表取締役 渡邊 穰	名古屋市中区栄二丁目2番5号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
未定	未定	未定

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年4月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,217平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

138台

(2) 駐輪場の収容台数

103台

(3) 荷さばき施設の面積

210平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

34.0立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
敷地南・西側 駐車場	午前 7時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
南棟西側 荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 4年12月27日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

瑞穂区役所情報コーナー及び熱田区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 1月12日から同年 5月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 5月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課